

担当	滋賀労働局労働基準部
	監督課長 嶋田 憲嗣
	地方労働基準監察監督官 吉村 賢一
	専門監督官 古川 八三 (電話) 077 - 522 - 6649

## トラック運送事業者に労働基準法などの違反を是正勧告しました ～平成29年度上半期のトラック運送事業者に対する監督指導結果～

滋賀労働局（局長 大山 剛二）は、近畿ブロックの他の労働局（京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山）と連携し、秋の交通安全運動期間に合わせて9月を取組強化月間と位置付け、トラック運送事業者に対して集中的に監督指導を実施しました。また、平成29年度上半期に実施したこれらの監督指導の結果をとりまとめましたので、お知らせします。

これは、平成29年4月から9月までに、滋賀県内の労働基準監督署が、長時間労働による過労運転防止のための法定労働条件の履行・確保や改善基準告示（ ）の遵守等を目的に、労働基準法などの違反が疑われるトラック運送事業者に対し実施したものです。

また、滋賀労働局では、監督指導に加え、労働時間管理適正化指導員を配置し、長時間労働の抑制・過重労働による健康障害の防止についての指導、助言等を行うなど、様々な取組を通じて、働く方の勤務環境の改善に努めてまいります。

別添参照「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号）

### 【平成29年上半期のトラック運送事業者に対する監督指導結果の概要】

(1) 監督指導の実施事業場	56 事業場
(2) 主な違反内容〔(1)のうち、下記の法令違反等があり、是正勧告書を交付した事業場〕	
労働基準関係法令違反：	49 事業場（87.5%）
・ 違法な時間外労働があったもの：	41 事業場（73.2%）
・ 賃金台帳を適正に調整していなかったもの：	14 事業場（25.0%）
・ 医師等からの健康診断結果の意見を聴いていないもの：	9 事業場（16.1%）
・ 適切な労働条件の明示がなかったもの：	7 事業場（12.5%）
・ 就業規則の作成・届出がなかったもの：	7 事業場（12.5%）
改善基準告示違反：	47 事業場（83.9%）
・ 最大拘束時間を守っていなかったもの <sup>1</sup> ：	37 事業場（66.1%）
・ 休息期間を守っていなかったもの <sup>2</sup> ：	31 事業場（55.4%）
・ 総拘束時間を守っていなかったもの <sup>3</sup> ：	28 事業場（50.0%）
・ 連続運転時間を守っていなかったもの <sup>4</sup> ：	16 事業場（28.6%）

1 1日の拘束時間（労働時間と休憩時間の合計）の限度を超えているもの。

2 1日の休憩時間を継続8時間以上与えていないもの。

3 1か月の拘束時間の限度を超えているもの。

4 運転開始後4時間以内又は4時間経過直後に30分以上の休憩を確保していないもの。



## 【資料】

別紙

平成 29 年度上半期のトラック運送事業者に対する監督指導結果

## 【相談窓口】

相談の仕方	窓口	連絡先	備考
行政機関に 相談したい	労働基準監督署 総合労働相談コーナー	大津労働基準監督署：077-522-6641 彦根労働基準監督署：0749-22-0654 東近江労働基準監督署：0748-22-0394 滋賀労働局：077-523-1190(マハラ・セハラ) 077-522-6648(その他)	総合労働相談コーナ ーは労働基準監督署 や労働局の中にあり ます
夜間・休日に 相談したい	労働条件相談 ほっとライン	<small>はい！ ろうどう</small> 0120-811-610	月～金 17:00～22:00 土・日 10:00～17:00 (12/29～1/3 除く。)
メールで情報 提供したい	労働基準関係 情報メール窓口	<a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/mail_madoguchi.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/ seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/ roudoukijun/mail_madoguchi.html</a>	

## 平成 29 年度上半期のトラック運送事業者に対する監督指導結果

## 1 監督指導の状況

管内の労働基準監督署（大津・彦根・東近江）が、平成 29 年度上半期にトラック運送事業者 56 事業場に対して監督指導を実施したところ、49 事業場で労働基準関係法令（ 1 ）違反が認められ（違反率 87.5%）、また、47 事業場で改善基準告示（ 2 ）違反が認められた（違反率 83.9%）ことから、その是正・改善を求めて指導した。

1 労働基準法、労働安全衛生法のほか、最低賃金法、じん肺法など。

2 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第 7 号）

## 2 主な法令違反・改善基準違反の状況

管内の労働基準監督署が、平成 29 年度上半期に 56 事業場に対して実施した定期監督等において、是正を求めて指導した主な法令違反は、違法な時間外労働があったもの 41 件（73.2%）、賃金台帳を適切に調製していなかったもの 14 件（25.0%）、医師等から健康診断結果の意見を聴いていないもの 9 件（16.1%）であった。また、改善を求めて指導した主な改善基準違反は、最大拘束時間を守っていないもの 37 件（66.1%）、休息期間を守っていないもの 31 件（55.4%）、総拘束時間を守っていないもの 28 件（50.0%）、連続運転時間を守っていないもの 16 件（28.6%）であった。

表 1 主な法令・改善基準違反の状況

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度上半期
定期監督等実施事業場数		42	73	56
同法令違反事業場数【違反率】		36【85.7%】	52【71.2%】	49【87.5%】
同改善基準告示違反【違反率】		30【71.4%】	33【45.2%】	47【83.9%】
主 な 法 令 違 反	適切な労働条件の明示がなかったもの	10【23.8%】	7【9.6%】	7【12.5%】
	違法な時間外労働があったもの	19【45.2%】	29【39.7%】	41【73.2%】
	賃金不払残業があったもの	8【19.0%】	14【19.2%】	5【8.9%】
	就業規則の作成・届出がなかったもの	7【16.7%】	9【12.3%】	7【12.5%】
	賃金台帳が適切に調製されていなかったもの	16【38.1%】	14【19.2%】	14【25.0%】
	医師等から健康診断結果の意見を聴いていないもの	8【19.0%】	15【20.5%】	9【16.1%】
改 善 基 準 違 反	総拘束時間が守られていなかったもの	19【45.2%】	21【28.8%】	28【50.0%】
	最大拘束時間が守られていなかったもの	25【59.5%】	30【41.1%】	37【66.1%】
	休息期間が守られていなかったもの	20【47.6%】	20【27.4%】	31【55.4%】
	最大運転時間が守られていなかったもの	11【26.2%】	9【12.3%】	8【14.3%】
	連続運転時間が守られていなかったもの	10【23.8%】	13【17.8%】	16【28.6%】
	休日労働が守られていなかったもの	3【7.1%】	1【1.4%】	1【1.8%】

（注 1）【 】内は、定期監督等実施事業場数に対する割合。

（注 2） は労働基準法第 15 条、 は同法第 32・40 条、 は同法第 37 条、 は同法第 89 条、 は同法第 108 条、 は労働安全衛生法第 66 条の 4 に係る法令違反が認められたもの。 は 1 か月の拘束時間（労働時間と休憩時間の合計）の限度を超えていたもの、 は 1 日の拘束時間の限度を超えていたもの、 は 1 日の休憩時間を継続 8 時間以上与えていなかったもの、 は 1 日あるいは週の運転時間の限度を超えていたもの、 は運転開始後 4 時間以内又は 4 時間経過直後に 30 分以上の休憩を確保していなかったもの、 は法定休日労働を 2 週に 1 回超えて行わせていたもの。

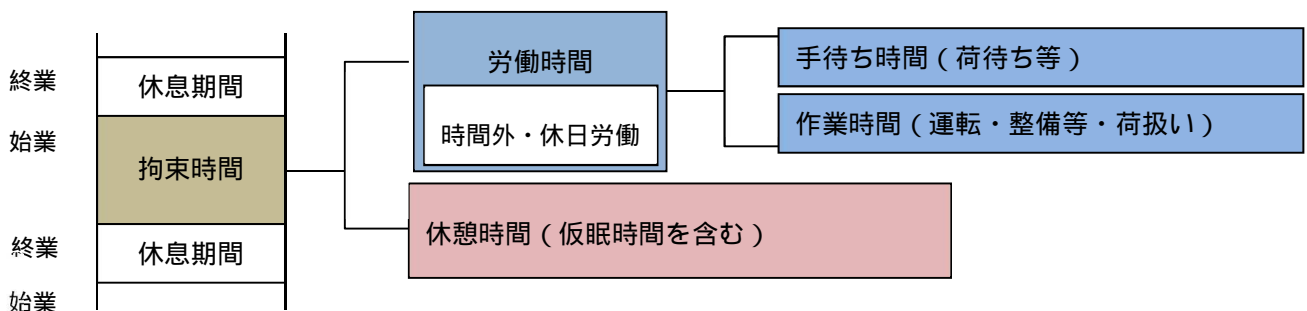
### 3 その他

滋賀労働局では、監督指導に加え、労働時間管理適正化指導員を配置し、長時間労働の抑制・過重労働による健康障害の防止についての相談対応のほか、事業場を訪問して指導、助言等を行っている。

平成 29 年度上半期では、トラック運送事業者を中心に 14 事業場を訪問している（平成 28 年度は 31 件）。

#### （参考）「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の概要（トラック運転者）

区 分	主な内容
総拘束時間	1 か月 293時間以内 （労使協定を締結した場合には、1年のうち6か月までは、1年間についての拘束時間が3,516時間を超えない範囲で1か月320時間まで延長可）
最大拘束時間	1日 原則13時間以内 延長する場合でも 最大16時間以内（15時間超えは1週2回まで）
休息期間	1日の休息期間は、継続8時間以上 （運転者の住所地での休息期間が、それ以外の場所での休息期間より長くなるように）
最大運転時間	1日の運転時間は、2日平均で9時間以内 1週間の運転時間は、2週間毎の平均で44時間以内
連続運転時間	運転開始後4時間以内又は4時間経過直後に30分以上の休憩等を確認 （分割する場合は1回につき10分以上の休憩で合計30分以上）
特例	<ul style="list-style-type: none"> <li>①分割休息期間 業務の必要上、勤務の終了後継続した8時間以上の休息期間を与えることが困難な場合、一定期間（原則として2週間から4週間程度）における全勤務回数の2分の1の回数を限度として、休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間経過直後に分割付与可。 この場合、分割された休息期間は、1日において1回当たり継続4時間以上、合計10時間以上。</li> <li>②2人乗務 1日の最大拘束時間を20時間まで延長可。休息期間を4時間に短縮可（ただし、車輦内に身体を伸ばして休息できる設備がある場合に限る）。</li> <li>③隔日勤務の特例 業務の必要上やむを得ない場合には、隔日勤務をさせることが可能。この場合2暦日における拘束時間が21時間を超えず、勤務終了後、継続20時間以上の休息期間を与えること。</li> <li>④フェリー乗船 トラック運転者のフェリー乗船時間は原則として休息期間として取り扱います。</li> </ul>



**拘束時間**：始業時刻から終業時刻までの時間。運転時間、荷役作業時間、手待ち時間及び休憩時間を合計した時間。

**休息期間**：終業後、次の勤務までの時間。睡眠時間を含む生活時間となり、労働者にとって全く自由な時間となる。